

管理職・ミドルリーダーのための

教育情報化ガイド

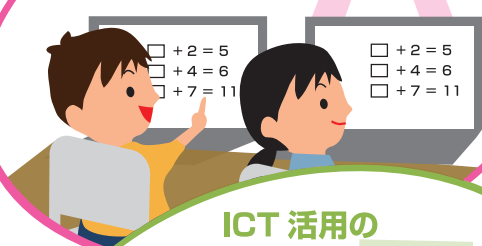


“元気な学校”をつくる教育情報化を
5つの観点からチェック！

教師のモチベーションを
向上・維持させるICT活用



情報化とこれからの
学校教育



すべての教師が参加し、
教育活動を充実させる工夫



ICT活用の
支援体制



ICTを活用して
保護者・地域へ働きかける学校



学校経営全体でのICT活用を目指して

管理職（校長、副校長、教頭）や
ミドルリーダー（教務主任等、教育情報化を推進する教師）
によるリーダーシップを高めるために！





A. 情報化とこれからの学校教育



- A-1 情報化が、学校の活性化に役立っているか？
- A-2 情報化が、学校の教育ビジョン実現に役立っているか？
- A-3 個人情報管理、セキュリティ、著作権等へ配慮しているか？



- A-4 学校評価にかかわる法改正を共通理解しているか？
- A-5 教育の情報化にかかわる国の方針を共通理解しているか？
- A-6 “21世紀にふさわしい学び”や“学校における情報化の意義”を共通理解しているか？

A-1 情報化が、学校の活性化に役立っているか？

学校を活性化させるには、全職員が子どもたちとふれあい、“よいとこみつけ”を行い、褒めることがポイントである。子どもたちとふれあいながら、よいところをデジカメで撮り、毎日ホームページで発信している学校もある。また、「“よいとこみつけ”支援ソフト」^{*}を活用し、全教職員で子どもたちのよいところを見つけてデータベース化し、通知表などで保護者に知らせるのもよい方法である。このような取組により、全教職員や保護者に情報化の意義やメリットが理解されていく。子どもたちや教師の姿が生き生きと輝くように情報化を推進すれば、元気な学校づくりができる。

^{*}学校で見られた子どものよい行動や姿勢を日常的に記録し、通知表の所見欄等に反映させるソフト。生徒一人一人の長所を複数の教科担当で記録し、20ページを超える通知表を作成した中学校もある。保護者からも高く評価されている。

情報化を推進する際においても、教師それぞれのよさが生かされる組織づくりが、学校を活性化させるポイントとなる。校長を頂点としたピラミッド型の学校経営ではなく、校長が他の教職員と同じフロアに降り、他の教師と協働作業をしながら教師一人一人のよさを見つけるネットワーク型の学校経営が成果を上げる場合が多い。人間ネットワークの中にICTを導入することで、一人一人のよさやICTのよさが融合し、情報を共有することで、人及びテクノロジーの両方のよさが発揮され、学校の活性化につながる。教育の情報化は、単に新しい技術を導入することではなく、学校文化創りと共に進展されるべきものである。

A-2 情報化が、学校の教育ビジョン実現に役立っているか？

学校の教育ビジョン（学校の教育目標）は“知・徳・体”の3つの観点から成る場合が多く、「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）との関連も深い。わかりやすい授業づくりや個に応じた学習指導の情報化は「知」の活動を、子どもたちとのふれあいを多くすることができる校務の情報化は、「徳」「体」にかかわる活動を充実させる。このように、子どもたちに軸足を置いた活動を通して、学校の教育ビジョンの実現につなげていくことができる。

- “知”：ICT活用でわかりやすい授業づくりに努める。（確かな学力を保證できる教育）
- “徳”：ゆとりがふれあいを生む。子どもの心とふれあえるように努める。（心の琴線にふれる教育）
- “体”：子どもと一緒に活動することに努める。（共に汗を流し、健やかな体を育む教育）

A-3 個人情報管理、セキュリティ、著作権等へ配慮しているか？

日常生活へのICTの浸透により、事件やトラブルが多発している。学校においても、これまで以上に大量・多様な情報に接したり、利用したりするため、個人情報の管理、セキュリティ、著作権等の様々な観点から、学校での情報・データの取扱いを見直す必要がある。当事者では気づきにくかったり、指摘し合うことが難しかったりするため、外部の組織から点検を受ける仕組みを導入している例もある。

また、児童生徒の実態に照らし合わせ、整備された法律を把握するように努めることも大切である。「著作権法」や「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等で、学校教育に求められる事項についても留意したい。

A-4 学校評価にかかわる法改正を共通理解しているか？

国は平成19年6月に「学校教育法」を改正し、第42条では学校評価に関する根拠となる規定、第43条では学校の積極的な情報提供についての規定を新たに設けた。また、平成19年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施・公表（第66条）、保護者など学校関係者による評価の実施・公表（第67条）、評価結果の設置者への報告（第68条）が、新たに規定された。情報化を進める中で、こうした法改正の変化にも注目し、計画的・積極的な情報提供に心がけたい。

学校教育法<第42条>

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法<第43条>

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

^{*}上記の規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用する。

A-5 教育の情報化にかかわる国の方針を共通理解しているか？

教育の情報化に関する国の方針を理解するには、「学習指導要領」「教育の情報化に関する手引」が有効である。概要把握のために、「教育の情報化に関する手引」の〈はじめに〉の項から、国の方針を表す箇所を以下に示す。各教科等とあるが、例えば国語や英語ではどんな活用ができるのか、校務の効率化とは何かなど、一読しただけでは理解しにくいかもしれない。実践事例を把握しながら、「教育の情報化に関する手引」全体を読み解く雰囲気を目指したい。

教育の情報化に関する手引〈はじめに〉より

新学習指導要領及びその解説の記述から、各教科等において、教員によるICT活用、児童生徒によるICT活用の双方でその充実が図られるとともに、児童生徒のICT活用等を通じて情報活用能力の育成の機会も増大すると期待されること、加えて、校務にICTを活用することにより校務の効率化や学校経営の改善といった変化が求められるようになっていることなど、『教育の情報化』の各要素が『教育の質の向上』において重要な位置付けにあると考えられる。

A-6 “21世紀にふさわしい学び”や“学校における情報化の意義”を共通理解しているか？

21世紀にふさわしい学びや学校における情報化の意義については、平成23年4月に文部科学省が策定した「教育の情報化ビジョン ～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」で述べられている。A4判35ページにまとめられているので機会をとらえて周知することが望ましいが、特に以下のキーワードの提示は重要である。これらのキーワードを手がかりに、教育の情報化ビジョンを理解することで、教育全体を俯瞰しながら、これからの学校づくりに情報化を生かしていきたい。

- ・21世紀を生きる子どもたちに求められる力
- ・21世紀にふさわしい学び・学校（情報活用能力の育成、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化）
- ・教員への支援の在り方（養成・採用、研修、サポート体制）
- ・学校教育の情報化の着実な推進